

05.8.13(2)

空野 佳弘

全国難民弁護団連絡会議会員・弁護士

# 私の視点



大阪高裁は6月15日、ミヤンマー人男性の難民不認定処分を取り消し請求訴訟で、不認定と強制退去の取り消しを命じた。法務省は最高裁への上告を断念し、この判決は確定した。

日本では82年に難民条約が発効した。04年末までに3544人が難民申請したが認められたのは330人だけで、同年までに不認定の取り消しを求める訴訟が269件起こされている。01年までは難民訴訟はほ

opinion news project

ほとんど開かずの門だった。02年以降、地裁では16件が難民と認められたが、高裁で認められたのは今回が初めて。地裁の判断がいずれも覆されるという刑事や民事では考えにくい状況が続いてきた。

なぜこうした事態が起きるのだろうか。私は、地裁と高裁の裁判官の間で、難民事件の特殊性への理解度が違っていることが一因ではないかと推測している。

時に、政府批判のじりまきや宗教の改宗など、信じられないことが迫害の原因になっていることもある。こうした特殊性や国情の違いを理解しないと、「客観的な証拠が不十分」「供述があいまいだ」と簡単に難民性を否定する判決が導かれてしまう。

以下に改革を求めたい。第一に、専門的能力を有する難民調査官の養成である。難民申請者からの聞き取りには、申請者の出身国の歴史、文化、政情と、官憲に不信感を抱きがちな心理への理解が不可欠。海外研修を含め、より専門的な訓練を実施すべきだ。

・公開にあたる難民図書館を設置してほしい。こうした施設があれば、難民支援者の負担軽減だけでなく一般の理解を深めることにもつながるだろう。

さらに、難民訴訟を集中的に取り扱う部の高裁への設置や、裁判官研修の充実も欠かせない。国連安全保障理事会の常任理事国入りを探索する中、人権保障面での国際化は避けて通ることはできない課題なのだ。

## ◆難民訴訟 司法の「開国」を進めよ

と高裁の裁判官の間で、難民事件の特殊性への理解度が違っていることが一因ではないかと推測している。

大都市の地裁には行政訴訟を専門・集中的に扱う部が置かれ、難民事件もこの部が担当する。多くの難民訴訟をこなす中で理解が深まるのだろうか。特殊性を

大都市の地裁には行政訴訟を専門・集中的に扱う部が置かれ、難民事件もこの部が担当する。多くの難民訴訟をこなす中で理解が深まるのだろうか。特殊性を

申請人には灰色の利益が与えられるべきである」と述べている。本国送還が死につながるかわない難民の立場を考へてのことだ。だが、我が国の司法の状況をみると、基準や精神が十分に尊重されているとは思えない。すべての裁判官に条約の精神などの理解を求めるとともに、法務省に

第二に、今年から参与員制度が始まったが、法務省は不認定と判断した根拠となる資料を申請人側に開示すべきだ。不認定後の異議段階で民間の識者が審査に参加する制度だが、現状では公平性と透明性の確保という目的は果たせない。

難民申請者は、本国の迫害から逃れ、外国に庇護を求めた人たちだ。着の身着のまま到着する人も多く、裁判でも自らの陳述を補強する証拠書類や証人を用意することは困難だ。同

一方、専門の部がない高裁では各部に割り振られる。これが両者の判断の差

第二に、難民に関する国際文書の原文と翻訳の収集

投稿規定 13000字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒530・8211朝日新聞社生活文化部「私の視点」係へ。電子メールはca@is.ten@asahi.com 二重投稿 採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

投稿規定 13000字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒530・8211朝日新聞社生活文化部「私の視点」係へ。電子メールはca@is.ten@asahi.com 二重投稿 採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。